

## 1 議事日程（2日目）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場	礼子	議員	
3番	今泉	義文	議員	4番	森田	正嗣	議員
5番	宮原	伸一	議員	6番	入江	寿	議員
7番	木村	彰人	議員	8番	徳永	洋介	議員
9番	船越	隆之	議員	10番	堺	剛	議員
11番	笠利	毅	議員	12番	原田	久美子	議員
13番	神武	綾	議員	14番	陶山	良尚	議員
15番	小島	真由美	議員	16番	長谷川	公成	議員
17番	橋本	健	議員	18番	門田	直樹	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市長	楠田	大蔵	副市長	原口	信行
教育長	樋田	京子	総務部長	山浦	剛志
総務部経営 企画担当理事	村田	誠英	市民生活部長	中島	康秀
健康福祉部長	川谷	豊	健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武	佐江
都市整備部長	高原	清	都市整備部理事 兼総務部理事	山崎	謙悟
観光経済部長	友添	浩一	観光経済部理事	東谷	正文
教育部理事	堀	浩二			

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村	幸代志	議事課長	花田	敏浩
書記	岡本	和大	書記	井手	梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第35号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第2、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号は、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 今回の予算特別委員会の委員長に私、陶山良尚、副委員長に長谷川公成議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、委員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

予算特別委員会は6月17日金曜日午前10時から、予備日として6月21日月曜日午前10時から、「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に係る審査を行います。各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第3、請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番森田正嗣議員。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書につきまして、紹介議員として森田正嗣、木村彰人、馬場礼子がなっておりますけれども、その3人を代表いたしまして森田正嗣が補足説明をさせていただきます。

趣旨は、皆さんのほうに配付されてありますとおり、太宰府市においては、現状太宰府市自治基本条例で定めるところの総合計画等が存在しないということで、太宰府市長に対しまして、第六次太宰府市総合計画を策定することを請願するというものでございます。

請願者は、だざいふ市民会議、大藏勝美様ほか2名の方でございます。

提案理由につきましては、それぞれ請願書の中に記載されてございますけれども、一つには第五次の総合計画が失効しているということ、それから市長が太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略という形のものを実施されておりますけれども、これが総合計画を満たさないということが基本的なものでありますし、太宰府市自治基本条例の要請にも反しているのではないかと書いてございます。

詳細につきましては、ご一読していただければいいかと思っておりますので、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

第五次太宰府市総合計画後期計画が平成28年3月、太宰府市議会において成立し、同年4月実施開始から5年がたちました令和3年3月に期間満了を迎えております。現在、太宰府市に

総合計画はないということになっております。

もともと総合計画は、変貌する社会を見据えながら本市のあるべき将来像を描き、目指すべきまちの姿を実現するべく、計画的、効率的及び効果的な行政運営を求めるものであります。したがって、社会が変化する中で、本市が存在する以上は計画が示されないということはありません。得ないと思われず。

一方、市長は、令和2年4月1日から、国の総合戦略の体系の下、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実施されておられますけれども、国の目標である活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中は正に定めるべく、その目的を成長戦略、移住・定住戦略、圏域拡大戦略、行財政改革の4つの基本目標に集約をされています。

これは、第五次太宰府市総合計画後期計画に掲げられました7つの目標、33の施策の一部にしかすぎません。その意味で、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は総合計画に代わることはできないと考えます。しかも、第五次総合計画が効力を持っておりました令和2年4月1日に、総合計画の第7の目標であります協働のまちづくりの目標を踏まないで総合戦略を作成されたことは大変残念なことと言わざるを得ません。

最後に、平成29年3月22日に成立いたしました太宰府市自治基本条例の観点から申し上げます。

第1条は、市民を主体とした自治を推進し市民福祉の向上を図ることを目的としており、そのため市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う環境を築くことは重要であるとしております。ここには、協働のまちづくりがこの条例の本旨であることをうたっております。

また、第2条は、他の条例等の制定、改廃に当たり、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとするものとしております。整合性の確保は努力義務ではございません。当然の義務であることがここには宣言されております。

そして、総合計画につきましては、第18条第1項で、市長等は総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならないといたしました。

確かに、平成23年地方自治法改正によりまして、基本構想の法的作成義務はなくなっております。しかしながら、自治基本条例第1条の市民主体の自治の推進及び市民福祉の向上を目的とした趣旨からは、市民の参画及び議会の議決を経た上での市政の計画的、安定的、効率的及び効果的運営は避けることはできないと考えます。

このように、自治基本条例の枠組みから考えても、第六次太宰府市総合計画の策定が必要かと考えております。楠田市長におかれましては、第六次太宰府市総合計画の作成をお願いいたしまして、私の補足説明を終了いたします。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思います。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会橋本健議員であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積り地方財政の確立を目指すよう、次に挙げる事項の実現を求めます。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災、また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税へ税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこ

と。

3、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材、財源を含めた対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~